

令和 8 年

第 4 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 8 年 4 月 7 日

前橋市農業委員会

令和8年 第4回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和8年4月7日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和8年4月7日 午後3時08分
- ・開催場所 議会庁舎2階 研修室

・出席委員（21名）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	5番 松島 敏男
6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄	9番 坂本 忠
10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄	13番 阿久津 昌枝
14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博	18番 伊藤 晴夫
19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	21番 小林 要	23番 町田 祐介
24番 猪岡 正一			

・欠席委員（3名）

4番 星野 和幸 17番 奥野 芳男 22番 石井 真帆美

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也	副参事 井草 依早子	係長 山田 正史	係長 望月 優至
副主幹 齋藤 裕之	副主幹 田部井 絢子	主任 田中 惇也	主事 木暮 ももの
主事 高橋 翼			

・農政課出席者

主任 中島 祐紀

・付議事件

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法の規定による許可後の計画変更について（5条）
議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

（1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
（2）農業振興地域整備計画（令和7年9月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について
（3）令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について

・報告事項

（1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
（2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
（4）農地転用等の意見聴取の結果について
（5）営農型太陽光発電施設の発電事業者に対する文書指導について
（6）令和8年度前橋市農業委員会事業計画（案）について
（7）職員の任免について
（8）農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者について

事務局長	それでは、これより令和8年第4回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、4番 星野 和幸委員 17番 奥野 芳男委員 22番 石井 真帆美委員 三名であります。従いまして在任委員24名、中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和8年第4回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。20番 狩野 富一委員、21番 小林 要委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めているから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から25番の審議をお願いします。
議 長	事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇（説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
18番委員	法人が大量の農地を購入するという申請ですが、安すぎるのと、土地を集めることに長けた人に農地が集中することが少し問題に感じますが、いかがですか。
田部井副主幹	前回の申請で、受人から数件の申請がありまして、急激な規模拡大ということで面接を行いました。従業員も外国人の方が何名もいらっしゃって、経営がやっていけるというお話がありました。代表取締役の方が農業のほかに不動産業もやっております、不動産の利益を農業に入れながら、群馬県の不耕作地を解消するために、尽力していると話がありましたので、特に問題ないものと判断しました。
議 長	その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号25番は、5条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から24番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第15号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月係長	◇（説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第15号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

議 長	次に、議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 7 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高橋主事	◇（説 明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 7 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 7 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 50 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月係長	◇（説 明）
議 長	なお、整理番号 18 番、19 番、24 番、25 番、43 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (16 番委員)	ご報告いたします。整理番号 5 条の 18 番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、1 ページから 18 ページです。申請地は、市立石井小学校から北約 3 km に位置し、北側は農地、西側は山林、東側は宅地と道路、南側は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置し、土地改良未実施の生産性の低い第 2 種農地です。現地案内図は、16 ページをご覧ください。 面接には申請法人の担当者 3 人が来られました。申請法人は、千葉県に本社を置き、太陽光発電事業を中心に、ウエルネス事業、リゾート事業を展開する法人です。太陽光発電施設は、県内では、伊勢崎市・富岡市・太田市での実績があり、市内では今回初めての申請です。従業員は、約 200 人、年間の売上額は、40 億円ほどのことです。申請地にはパネル 1,628 枚を設置し、800 kw の能力で発電し、売電単価は、14.27 円、年間約 800 万円の売電収入を見込んでいるそうです。設置費用の回収には 10 年を見込んでいるそうです。撤去費用については、売電収入から積み立てるとのことです。敷地は、緩やかな南北傾斜の土地のため、地盤をならしてパネルを設置します。雨水は自然浸透としますが、大雨に備え、南側素掘りの水路を設け、雨水を貯留できるようにするとのことです。周囲には 1.5 m のフェンスの設置と一部には植栽をするとのことです。設置後のメンテナンスや草刈等の維持管理は、関連会社が行なうとの事です。 調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。 続きまして、整理番号 5 条の 19 番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、19 ページから 33 ページです。申請地は、市立滝窪小学校金丸分校から北東約 300 m に位置し、北側は宅地、西側は山林、東側は山林、南側は農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置し、土地改良未実施の生産性の低い第 2 種農地です。現地案内図は、31 ページをご覧ください。面接には申請代理人が来られました。申請法人は 21 番と同じ法人のため事業の概要等については、先ほどの報告のとおりです。申請地にはパネル 1,020 枚を設置し、500 kw の能力で発電し、売電単価は、14 円、年間約 600 万円の売電収入を見込んでいるそうです。売電に関する手続きは整っているそうです。設置費用の回収には 10 年を見込んでいるそうです。撤去費用については、売電収入から積み立てるとのことです。敷地は、緩やかな南東傾斜の土地のため、地盤をならしてパネルを設置します。雨水は自然浸透としますが、大雨に備え、南側素掘りの水路を設け、雨水を貯留できるようにするとのことです。周囲には 1.5 m のフェンスを設置するとのことです。設置後のメンテナンスや草刈等の維持管理は、関連会社が行なうとの事

です。

調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の24番、賃貸借、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、34ページから40ページです。申請地は、市立第六中学校から南西約800mに位置し、北側は宅地、西側、南側は道路、東側は雑種地と農地に囲まれた10ha以上の農地が広がる第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、例外規定の「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」に該当します。

現地案内図は37ページをご覧ください。面接には申請法人の従業員及び申請代理人が来られました。申請法人は、市内に本社を置き、自動車販売業を営んでおり、県内に19拠点を構えています。本社は申請地から1.5kmほどの所にあるそうです。従業員は、約470人、年間の売上額は、290億円ほどとのことです。申請地の東側にも車両保管場所を設けているが、駐車スペースが手狭なため申請するものです。申請地には、車両89台（普通車89台）を保管する計画です。土地の造成ですが、道路の高さに合わせて、砕石にて整地します。西側の入口2箇所は、U字側溝を変更し、金属で蓋掛けをします。東側の既存施設との境界には、1,2mほどの歩行者が行き来できる程度の出入り口を設けます。雨水は、敷地内での浸透処理を基本としますが、今後アスファルト舗装とする計画があり、雨水排水についても既存側溝に放流した場合に備えた雨量計算も済んでおります。周囲には擁壁と1.5mのネットフェンスを設置するとのことです。外灯を設置し、周辺の農地に配慮するとのことでした。

調査班としましては、露天駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の25番、賃貸借、露天資材置場の申請です。現地・面接調査案内図は、41ページから47ページです。申請地は、市立清里小学校から北約700mに位置し、北側、東側は、道路、南側は山林と農地、西側は農地と山林と宅地に囲まれた10ha以上の農地が広がる第1種農地です。例外規定の「集落接続」に該当します。現地案内図は44ページをご覧ください。面接には申請人が来られました。申請人は、申請地近接（申請地から500m）に居住し、土木業（住宅基礎工事・外構工事・フェンス工事）を営んでいます。事業拡大に伴い資材置場が必要になったため、申請するものです。従業員は、3名で、年間の売上額は、5,000万円とのことです。既存の資材置場は申請地から8kmほどのところにあり、車両、重機などを保管しているとのことです。申請地には、残土、砕石、砂利、コンテナ倉庫を置く予定ですが、申請地が現在、山林化しているため、伐採した木の置き場としても利用したいとのことです。土地の造成ですが、道路の高さに合わせて整地し、全体的に砕石敷きにします。雨水排水は、自然浸透とします。入り口は東側に設け、周囲はフェンスを設置するとのことです。外灯の設置は検討中とのことです。

調査班としましては、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の43番、賃貸借、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、48ページから54ページです。申請地は、市立桂萱東小学校から南東約920mに位置し、西側と北側は道路、東側は農地、南側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は、52ページをご覧ください。面接には代理人 行政書士が来られました。申請法人は、前橋市内に本社を有し、業務用厨房設備の企画・設計調理器具の販売・施工を主とする事業を行う法人です。従業員は、15名で、年間の売上額は、6億円とのことです。前橋市

内で新たな中古車販売事業を立ち上げるため申請地を借り受け、露天駐車場として利用したく申請するものです。申請地には、販売用の中古車５７台（普通車・軽自動車）の展示・保管場所を確保する計画です。販売はネット、対面で行いますが、申請地には事務所は置かず、申請地から２ｋｍほどのところにある荒口町の本社で、商談や契約の業務を行うとのことです。土地の造成ですが、道路の高さに合わせて整地し、全体的に現状地盤を転圧する計画です。

雨水排水は、自然浸透としますが、申請地東側に素掘り土側溝を設けて雨水を一時的に貯める施設を作ります。申請地東側の農地との境には擁壁を設置します。

入口は、北側と南側に設けますが、南側の県道沿いには、縁石やガードパイプがあるため、群馬県承認工事承認基準に則って申請します。

調査班としましては、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号５０番は、３条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号１番から４９番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第１７号 農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１番から４９番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、先に審議を保留にしました農地法第３条の整理番号２５番、農地法第５条の整理番号５０番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇（説 明）

望月係長

◇（説 明）

議 長

なお、農地法第３条の整理番号２５番、農地法第５条の整理番号５０番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(16 番委員)

ご報告いたします。整理番号３条の２５番、整理番号５条の５０番営農型太陽光発電施設一時転用の更新手続き、３年間の更新申請です。最初の更新申請です。また、営農で栽培する品目を変更したいとの内容です。現地・面接調査案内図は、５５ページから７７ページです。

申請地は、上毛電気鉄道新屋駅から西約２００ｍに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図（航空写真）は、７５ページをご覧ください。面接には、営農者である土地所有者が来られました。下部の営農については、昨年までは生姜を作付けしていましたが、雨不足により、十分な収量が確保できなかったため、今後は、かぼちゃに作目変更するとのことです。

２月末の報告では、生姜の栽培、収穫の写真を添えた報告書、収支報告書が提出されています。収量が少なかったため販売には至らなかったとのことです。現地調査の結果、申請地は、５月の定植に向け、耕耘されていました。かぼちゃは、苗２００本を定植予定で、自然栽培を行い、９月には、１４４０ｋｇ（地域の平均は１，８００ｋｇ）ほどの収穫を行い、２２５，０００円の収入を見込んでいるとのことです。営農者は、認定農業者で、かぼちゃ栽培の実績があり、労働力、農業機械も十分に確保され、太陽光発電施設の遮光率もかぼちゃの生育に支障がなく、作目の変更により収量８割確保を目指すとのことから、調査班としては許可相当と判断したいと考えます。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第３条の整理番号２５番、

	農地法第5条の整理番号50番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇(挙 手) 全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号25番、農地法第5条の整理番号50番を許可とすることに決定いたします。
議 長	なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。
議 長	次に、協議事項(1)、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
木暮主事	◇(説 明) なお、特別調査班により現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
特別調査班長 (13番委員)	◇(説 明)
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇ 議 長	◇(意見、質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項(1)遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号1番、10番は、非農地には該当しないこととし、整理番号2番から9番、11番から51番を非農地とすることに承認の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇(挙 手) 全員賛成でありますので、協議事項(1)遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号1番、10番は、非農地には該当しないこととし、整理番号2番から9番、11番から51番をを非農地とすることに承認とすることに決定いたします。
議 長	次に、協議事項(2)農業振興地域整備計画(令和7年9月除外)の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
中島主任	◇(説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇ 議 長	◇(意見、質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画(令和7年9月除外)の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇(挙 手) 全員賛成でありますので、協議事項(2)、農業振興地域整備計画(令和7年9月除外)の変更に係る農業委員会への意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。
議 長	次に、協議事項(3)令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
井草副参事	◇(説 明)
山田係長	◇(説 明)
望月係長	◇(説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇ 議 長	◇(意見、質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項(3)令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)

議 長	全員賛成でありますので、協議事項（３）令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）について、原案を承認とすることに決定いたします。						
議 長	次に、１２２ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（３）までの内容は、						
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">（１）法第４条の届出書の受理状況</td> <td style="text-align: right;">３件</td> </tr> <tr> <td>（２）法第５条の届出書の受理状況</td> <td style="text-align: right;">２１件</td> </tr> <tr> <td>（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況</td> <td style="text-align: right;">８４件</td> </tr> </table>	（１）法第４条の届出書の受理状況	３件	（２）法第５条の届出書の受理状況	２１件	（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	８４件
（１）法第４条の届出書の受理状況	３件						
（２）法第５条の届出書の受理状況	２１件						
（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	８４件						
議 長	また、報告事項（４）は、第３回総会において許可とした、法第５条の農地転用１件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。						
議 長	続いて、報告事項（５）営農型発電施設の発電事業者に対する文書指導について、特別調査班により現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。						
特別調査班長 （１３番委員） 望月係長	◇（説 明）						
議 長	◇（説 明） 報告事項（６）令和８年度 前橋市農業委員会事業計画（案）について事務局から報告をお願いします。						
井草副参事	◇（説 明）						
山田係長	◇（説 明）						
望月係長	◇（説 明）						
議 長	報告事項（７）職員の任免について事務局から報告をお願いします。						
井草副参事	◇（説 明）						
議 長	報告事項（８）農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者について事務局から報告をお願いします。						
井草副参事	◇（説 明）						
議 長	それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。						